

## 子ども未来センターにおける使用の制限について

施設を公正・公平にご利用いただくため、子ども未来センターでは以下のような使用の制限を設けています。制限事項に抵触すると判断した場合には、当日であっても使用承認を取り消す、又は施設を退去させる場合があります。

1. 建物又は附属物を損傷する恐れがあるときは、認めない。【条例第4条第1号・使用の不承認】
2. 公の秩序を乱すおそれがあるときは、認めない。【条例第4条第2号・使用の不承認】
  - 街宣車の動員やデモ等が想定される場合は、認めない。
  - 警察への通報が想定される場合は、認めない。
  - 近隣地域への著しい迷惑、悪影響が想定される場合は、認めない。
  - 破壊活動を行ったことのある団体又はその恐れがある団体の利用は、認めない。
1. 管理上支障があるときは、認めない。【条例第4条第3号・使用の不承認】
  - 屋内に動物を連れて入る場合は、認めない。(盲導犬・介助犬等を除く。)
  - 施設の利用を躊躇(ちゅうちょ)させる恐れがある場合は、認めない。(ホームレスへの炊き出し行為、脅迫行為等の恐れがある写真展・集会等)
  - 施設利用者が危害を被る恐れがある場合は、認めない。
2. 政治活動について【条例第4条第4号・使用の不承認】
  - 勧誘行為を伴うものは、すべて認めない。(署名行為を含む。)
  - 特定の政党、政治家又は公の選挙への候補者を支持、支援又は批判する活動は、認めない。
  - 広く一般の政治的素養を深める学習機会の提供は、認める。
  - 選挙演説は、認めない。
3. 宗教活動について【条例第4条第4号・使用の不承認】
  - 勧誘行為を伴うものは、すべて認めない。
  - 特定の宗教、宗派、教派、教団等を支持、支援又は批判する活動は、認めない。
  - 広く一般の宗教的素養を深める学習機会の提供は、認める。
4. 営利行為について【条例第4条第4号・使用の不承認】
  - 営利団体の利用については、団体構成員のみによる会議や研修会に限り、認める。
  - 営利団体による採用面接は、認める。ただし、募集時に面接会場として表示しないことを条件とする。
  - 広告・宣伝行為は、認めない。
  - 音楽教室の発表会や絵画教室の展示会での使用は、認める。
  - 教室、講座、講演会等の開催は、実費相当分の場合に限り、認める。
  - 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)の違反に基づく処分を受けたことのある事業者の

利用は、認めない。

5. 飲酒行為【条例第4条第4号・使用の不承認】

- 広場での飲酒は、原則可能とする。ただし、午後9時以降は認めない。
- テラスでの飲酒は、イベント時や指定場所に限り、認める。
- 屋内での酒宴を目的とした催し又は集会は、認めない。
- 屋内での少量の飲酒を伴う催し又は集会は、認める。
- 飲酒に伴う迷惑行為があった場合は、施設を退去させる。

以下の行為は原則認められませんが、事前に子ども未来センターに申請し、許可を受けた場合のみ行うことができます。

- (1). 物品の販売、募金及びこれらに類する行為をすること。
- (2). 映画、写真等の撮影又は興行を行うこと。
- (3). 演説会、講演会その他これらに類する集会を行うこと。
- (4). その他管理上制限が必要と認められる行為をすること。